

Feature

特集

番号制度と情報連携

総務省自治税務局市町村税課／自治体の税担当部署における業務変化

地方税分野における
番号制度の利用場面について

総務省自治税務局市町村税課住民税第三係長 坂場 純平

1 はじめに

番号制度の導入により、地方税分野においては番号を用いて税情報の管理を行うことができるようになり、事務の効率化や所得把握の精度の向上が期待されている。また、情報提供ネットワークシステムを通じて市町村から所得情報を社会保障分野の手続きに提供することにより、国民が社会保障給付の申請を行う際、所得証明書等の添付が省略できるようになるなど、国民の負担軽減が期待されている。

本稿では、番号制度の導入により地方自治体、特に市町村の個人住民税を担当する部署において生じる業務の変化と、番号の利用がもたらす効果について考察するとともに、地方税の電子化の推進についても言及する。

なお、文中において意見にあたる部分については筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織のいかなる考えも代表しないことをあらかじめお断りしておく。

2 番号を用いた地方税情報の管理

(1) 番号を用いた課税資料の名寄せ、管理

番号制度の導入による地方税分野における効果と

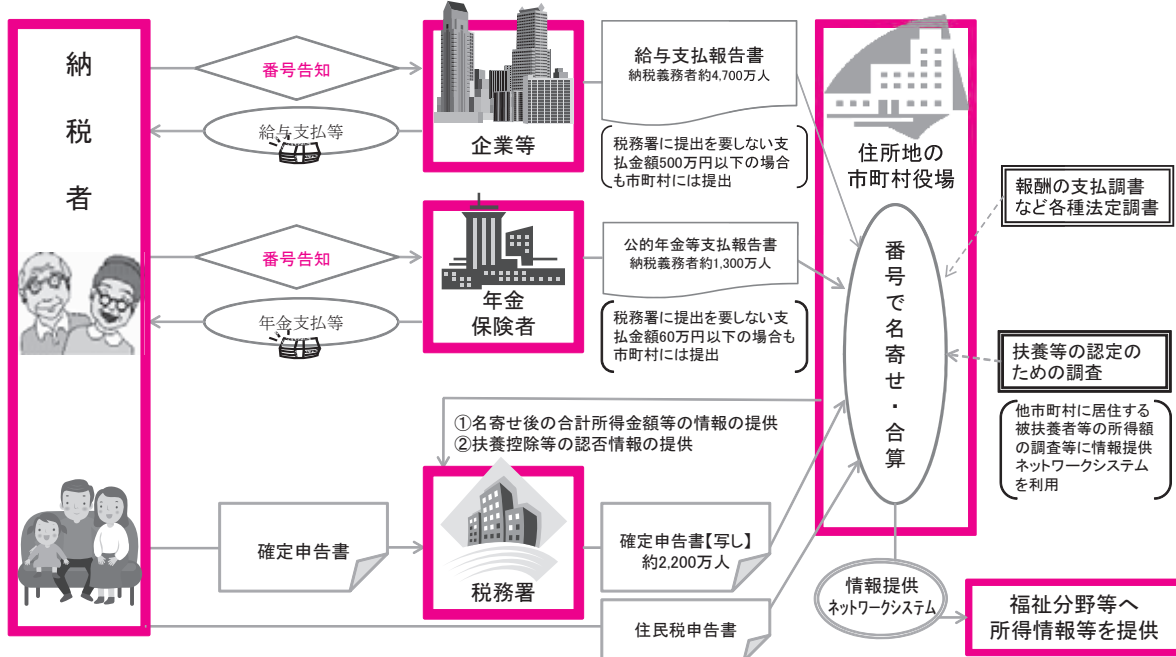
して番号を用いた課税資料の名寄せ、番号を用いた税情報の管理による事務の効率化が挙げられる。

まず、課税資料の名寄せについて、個人住民税では個人の所得を捕捉するため、給与支払報告書や確定申告書などの課税資料の名寄せを行っている。これらの課税資料については、現状、氏名や住所などの個人情報を元に名寄せ作業を行っているが、結婚や転居等による氏名、住所の変更や異体字が正確に記載されていないなど、システムのみでは名寄せが完結しないことが多々ある。総務省自治税務局市町村税課において平成25年度に実施した地方団体への実地調査の際、名寄せが困難な課税資料の発生割合について質問したところ、回答の平均をとると給与支払報告書で3.0%、確定申告書で2.3%という結果となった。番号制度導入後は、これらの課税資料に個人番号が記載されることになり、これまでの氏名や住所に加え個人番号を用いて名寄せを行うことになる。個人番号の持つ「唯一無二性」の性格から、システムで名寄せ完結しない課税資料が大幅に削減されることが想定され、これにより所得把握の適正化・効率化が期待されているところである(図-1)。

次に、番号を用いた管理について、現状、各地方団体においては、税目横断的な宛名システムを用い、個人や法人に宛名番号を付番し各税目の情報と紐付けて管理している団体が多い。しかしながら、氏名・

図-1 社会保障・税番号制度を個人住民税で利用する場合のイメージ

地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かかつ効率的に把握することが可能となる。



※ 他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待。

住所などから本人の真正性が確認できた者(例えば、市町村の住民基本台帳の情報と突合できた者)などを除いては、税目ごとにそれぞれが別の宛名番号を付番し、管理していることが多く、結果として宛名システムの中では一つの個人・法人が複数の宛名番号で管理されている。番号制度導入後は、個人番号・法人番号を用いて、複数の宛名番号が振られている個人・法人を一つの宛名番号に統一することが容易になり、これにより例えば税目間の取滞納情報の把握が効率化されるなどの効果が期待されている。

(2) 法定調書の名寄せの精度向上

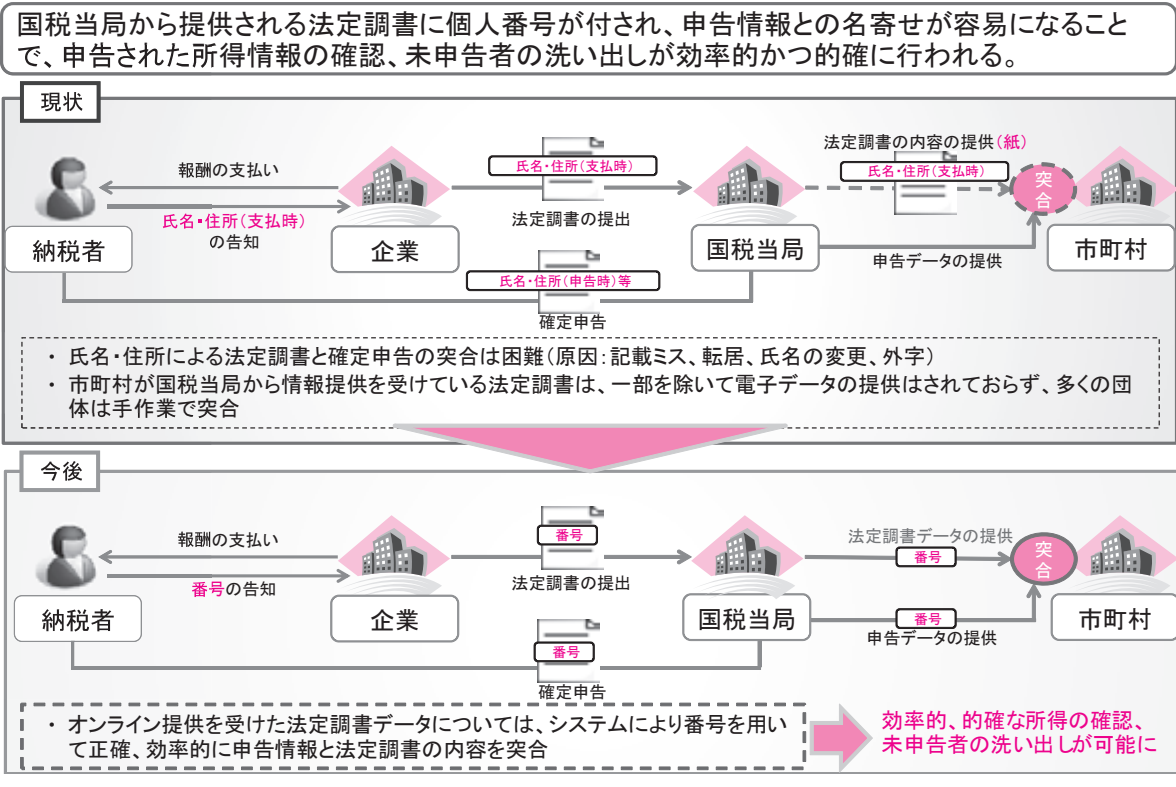
番号制度導入による課税資料の名寄せの効率化の例として、国税当局に提出される法定調書による個人住民税の所得把握の効率化について取り上げる。市町村において、確定申告書に記載された所得の確認等のため、国税当局に提出される法定調書を手入している。これについては、いわゆる三税協力で実施している事項であるため、市町村ごとに入手して

いる法定調書の種類については差異があるが、25年度より一部の法定調書(「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」など5種類)についてはeLTAXを通じて電子データによりすべての市町村に送付されている。法定調書は、原則として氏名・住所しか個人を特定するための情報が記載されておらず、また種類によって提出時期が異なるため転居、氏名の変更などが頻繁に起こることなどから、名寄せに時間がかかるだけでなく、名寄せできない法定調書も多く発生する。番号制度導入後は、法定調書に番号が記載されて国税当局に提出されるため、市町村においても番号と紐付いた情報を入手することとなり、番号を用いた名寄せを行うことで法定調書による所得把握の精度向上・効率化が期待されている(図-2)。

また、現在、法定調書による所得把握については、ほとんどの法定調書の国税当局からの入手時期が5月以降であること、名寄せ作業に時間がかかること



図-2 法定調書の名寄せの精度向上について



などから、毎年6月の当初課税後に名寄せ作業を行っている市町村がほとんどである。法定調書の種類によっては所得額を計算するのに必要な必要経費が不明であるため納税者からの申告なしに所得額が決定しないものもあるが、法定調書から入手した情報だけで市町村で所得額を算出できるものもある。後者について、番号制度導入後に電子データで提供され、それを番号を用いて名寄せすることになれば、現状より格段に事務が効率化されるものと想定され、6月の当初課税前に作業を行うことも期待できる。

3 地方税分野での情報提供ネットワークシステムの利用

地方税分野において、公平・公正な課税、納税者の利便性向上等のため、情報提供ネットワークシステムを通じて社会保障分野や他の地方税当局から情報を入手することを予定している。以下、個人住民税の課税における情報提供ネットワークシステムの

利用例として想定している事項について記載する。

(1) 扶養認定の精度向上

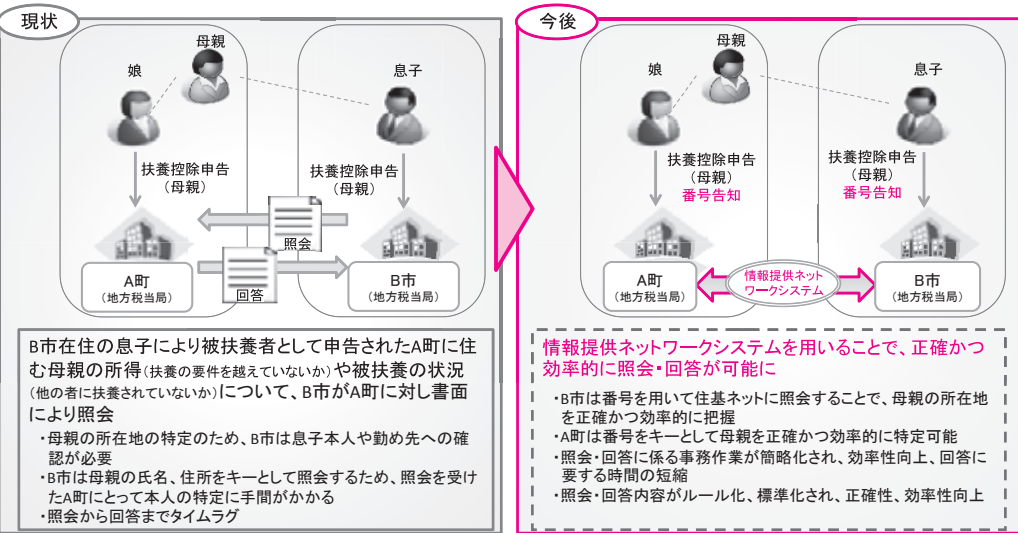
個人住民税の課税において、他の市町村に納税者の被扶養者が居住している場合、所得要件の確認や既に他者の扶養となっていないかの確認を行っている。現在、この業務を行うためには、まず当該被扶養者の居住している市町村を確認することとなるが、給与支払報告書や公的年金等支払報告書のみで課税される者については、これらの報告書では被扶養者の住所までは特定できないため、給与支払者や年金の支払者が保有する扶養親族等申告書に記載されている内容を照会している。次に、当該被扶養者の居住している市町村に所得要件を確認することとなるが、当該照会については書面で実施しているため、照会・回答文書の作成などに時間を費やしているところである。

番号制度導入により、給与支払報告書や公的年金等支払報告書に被扶養者の氏名及び個人番号を記入

する枠を設ける予定であること、地方税所管部局においても住基ネットの検索が可能になることから、報告書に記載された氏名及び個人番号により住基ネットを検索することで当該被扶養者の住所地市町村を特定することが容易となる。次に、情報提供ネット

図-3 扶養の認定の精度向上について

- 現在、個人住民税の課税において、扶養者と被扶養者が別の市町村に居住している場合、被扶養者の所得要件や二重扶養となっていない旨を確認するため、市町村間で書面による照会を行っている。
- このような照会を、情報提供ネットワークシステムを用いて正確かつ効率的に行うことができるようになり、公平で正確な税負担を実現



ワークシステムを通じ、当該被扶養者の所得情報・扶養情報の照会を行うことにより、電子的、即時的に回答が届くことになり、照会・回答に係る事務作業が大幅に短縮されることが期待される(図-3)。

(2) 生活保護減免の認定に係る生活保護受給証明書の添付省略

生活保護減免を実施している市町村においては、その減免申請の際、生活保護受給証明書を添付の上、申請書の提出を求めている。番号制度導入後は、情報提供ネットワークシステムにより他市町村等で生活保護を受給している者の情報についても確認ができるため、生活保護受給証明書の添付の省略が可能になると考えられる。

4 情報提供ネットワークシステムを通じた地方税関係情報の提供

(1) 社会保障分野への所得情報の提供

番号制度の導入により、地方税所管部局から国や他の地方団体の社会保障所管部局等に対して、情報提供ネットワークシステムを通じての地方税関係情

報の提供を予定している。所得や資産を給付等の判定要件としている社会保障手続きにおいて、現在は個人住民税で把握する所得情報や固定資産税の資産情報などの地方税関係情報を法律の規定に基づき地方団体の地方税所管部局から入手するか、給付等の申請者に対し申請の際、課税証明書等の添付を求め、それにより把握している。

番号制度導入後は、個人住民税で把握した所得情報については、情報提供ネットワークシステムを通じて提供を行うことを予定しており、社会保障所管部局においては、原則、情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報を入手することになる(固定資産情報については固定資産課税の元となる土地・家屋の登記情報に番号が利用されず、固定資産と個人番号の紐付けを行うことが困難であることなどから、現状の番号制度では情報提供することは困難であると想定している)。

地方税所管部局から所得情報を入手していた社会保障手続きにおいては、照会文書の作成や回答までの時間が短縮されることで事務の効率化が期待され



る。一方、給付等の申請者に対し所得証明書の添付を求めていた社会保障手続きにおいては、所得証明書の添付を省略することが可能となる。地方税所管部局においても、照会のあった社会保障手続きごとに回答を作成する必要がなくなるため、事務の効率化が期待される。

(2) 地方税法に規定する守秘義務との関係

地方税法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を課しており、所得情報を始めとする地方税関係情報の第三者への提供については、慎重に対応することが求められている。そのため、情報提供ネットワークシステムによる地方税関係情報の提供についても、この地方税法に規定する守秘義務との関係について整理する必要がある。

平成25年8月に総務省が公表した「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」第2章第2節においては、情報提供ネットワークシステムを通じた所得情報の提供は法律上規定された請求に対し、法律上規定された提供義務（番号法第22条）を履行するための正当な行為として許容されるものであり、守秘義務違反は成立しないと解釈している。また、地方税法の守秘義務の趣旨にかんがみ、情報提供の必要性が認められ、本人の権利利益に悪影響を与えない以下のいずれかに該当する場合に限り番号法別表第2に規定している。

- a) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合
- b) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合

具体的に提供が可能な特定個人情報の項目については、今後、番号法の主務省令において規定していくこととなるが、地方税法上の守秘義務の趣旨を踏まえ、事務のために必要最低限の項目に限定すると

ともに、本人の同意を得るべき事務についても規定される予定である。

5 地方税の電子化の推進

番号制度の導入による地方税分野における効果として、番号を用いた課税資料等の名寄せ、番号を用いた税情報の管理による事務の効率化について先述したが、その効果を十分に発揮するためには課税資料等を入手する段階から電子化されていることが重要となる。そのため、番号制度の導入とあわせて地方税の電子化に係る施策の検討を行っている。

(1) 源泉徴収票・給与支払報告書等の電子的提出先の一カ所化

給与の支払者である企業は給与所得の源泉徴収票を税務署に提出するとともに給与支払報告書を従業員の住所地の市町村に提出しているが、この給与所得の源泉徴収票と給与支払報告書の記載事項はほぼ同じ内容となっている。現在、電子的に提出する場合、給与所得の源泉徴収票についてはe-Taxによる提出または税務署に光ディスク等を提出することとしており、給与支払報告書についてはeLTAXによる提出または従業員の住所地の市町村ごとに光ディスク等を提出することとしている。このように現在、電子的な提出先が異なっている給与所得の源泉徴収票と給与支払報告書を、様式の統一とあわせてオンラインで一カ所の電子的な窓口で提出できるようにすれば企業の事務負担を軽減できるということで、実現に向けた検討を行っている。具体的には、eLTAXにインターネットを通じて送信することにより、eLTAXのシステムが国税庁と市町村に自動で振り分けて送信する方法を検討している（図-4）。

平成24年度の市町村への給与支払報告書の電子的提出の割合（eLTAX及び光ディスク等による提出率）は19.2%と低い水準であり、こうした施策により企業の電子的提出のインセンティブを高めることで地方税の電子化を推進していく。

なお、電子的提出先の一カ所化については、税務署に提出する公的年金等の源泉徴収票と市町村に提出する公的年金等支払報告書についても実施する方向で検討している。

(2) eLTAXを通じて提供される法定調書の種類の拡充

先述のとおり、平成25年度より一部の法定調書についてeLTAXを通じた電子的送付を開始したところであるが、番号制度の導入により法定調書の名寄せが効率化することを踏まえれば、電子的に提供さ

れる法定調書の種類を拡充し、それらの法定調書を番号により名寄せすることで個人住民税における所得把握の精度が向上するものと想定される。平成25年5月に総務省自治税務局において実施した調査では、電子的提供を開始した5種類の法定調書以外にも、「生命保険契約等の一時金の支払調書」や「損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書」など税務署から書面により入手し、所得把握に活用している市町村が多くあることが判明している。同調査においては、同様の法定調書が今後電子的に提供される

ことを希望している市町村が多いことも判明しており、これらの法定調書を中心にeLTAXにより電子的に提供される法定調書の範囲を国税当局と検討することが必要である(図-5)。

また、eLTAXにより電子的に提供することになれば、すべての市町村に法定調書が提供されることになるため、番号制度導入後の具体的な使用方法について検討することも必要である。

図-4 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出先の一カ所化

- 企業は従業員の給与に係る源泉徴収票と給与支払報告書を税務署と従業員住所地の市町村にそれぞれ仕分けた上で郵送している。
- 源泉徴収票と給与支払報告書はほぼ同内容であることから、一種類の様式をエルタックス(地方税ポータル)に送信すれば、番号を活用して必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担を軽減する。

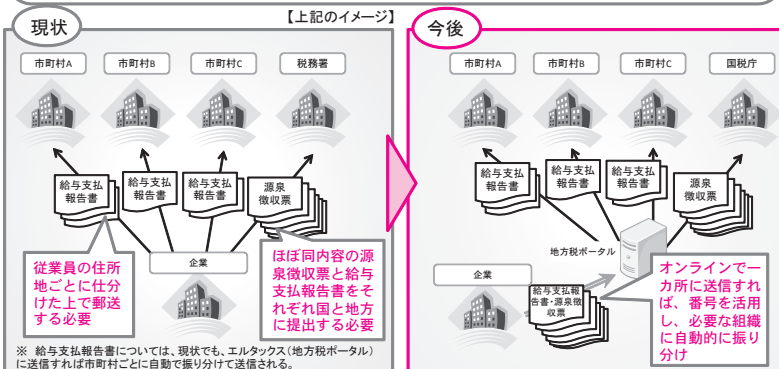
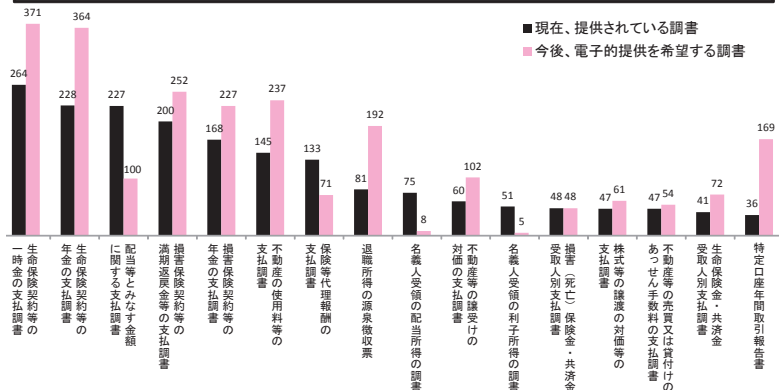


図-5 データ送信の対象以外の法定調書の提供の状況及び電子的提供の希望の状況

- 生命保険契約や損害保険契約に係る調書は現状、提供を受けている団体も多く、また、今後の電子的提供の希望も多い。
- 「退職所得の源泉徴収票」や「特定口座年間取引報告書」は、現状、提供を受けている団体が少ないのに比べて、今後、電子的な提供が多く希望されている。



6 おわりに

現在予定されている番号制度の利用による地方税分野の効果についてはこれまで考察してきたとおりである。今後、内閣官房を中心に民間での利用も含めた番号利用の拡大やマイ・ポータルの機能について検討がなされることになるが、地方税分野においてもこうした番号制度の新しい動きに対応し、さらなる地方税に係る事務の効率化や納税者利便の向上策について検討を行っていくことが必要である。